

神奈川県労働局発表  
平成 27 年 10 月 1 日

担	神奈川県労働局労働基準部監督課
	課長 杉山 彰浩
	監察監督官 安部 昭彦
当	電話 045 (211) 7351

## 10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、昨年度から 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率を 70%とすることが掲げられていますが、神奈川県における直近の取得率は 54.2%（平成 25 年）と、目標値を大きく下回っています。

そのため、神奈川県労働局では、来年度の年次有給休暇の計画的付与（注）について労使で話し合いを始める前の 10 月を中心に、目標達成に向けて、次の取組を行うこととしています。

- ・ 地方自治体、各種事業主団体、労働団体等に対する周知要請
- ・ 「働き方改革」に係る企業訪問時、働き方・休み方改善コンサルタントによる個別支援時における取組要請等
- ・ 各種会議、説明会の場等あらゆる機会を通じた連続休暇の取得促進に係る啓発
- ・ 局ホームページへの関係情報の掲載

（注） 年次有給休暇の計画的付与制度・・・年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば計画的に年次有給休暇の取得日を割り振れる制度。

働き方を変えよう。  
休み方を変えよう。  
生きがいを楽しもう。



+1

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

**10月は年次有給休暇  
取得促進期間です。**

# 効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

**+1**

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせ、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 +	10
11	12 体育の日	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 +	26 プラスワン休暇	27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

## 事業場での具体的な取組の一例

### 年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

### 労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)\*

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

### 1. 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

### 2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
---------------------	--------------------	----------------------	--------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。